平成２３年（フ）第１１７号
神奈川県座間市入谷５丁目1871番地の５　サンファミール202号
債務者　小山内秀美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１２７号
相模原市緑区下九沢1689番地１　ライオンズマンション橋本南807
債務者　柏瀬　友子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１３６号
相模原市南区相模台４丁目７番20号　スカイコート相模原第６　101号
債務者　岸口　裕幸
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１６２号
相模原市中央区上溝３丁目11番５号　ピースリバー303
債務者　小野　秀一
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１６３号
相模原市南区上鶴間本町９丁目38番９号　つきみ野コーポ101
債務者　三條　武志
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１６４号
相模原市中央区すすきの町７番５号　ハイツセイワⅢ105
債務者　櫻井　昭弘
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１６８号
相模原市南区相模台１丁目９番10号
債務者　吉備　祐之
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１７０号
相模原市中央区並木４丁目１番９号　三元コーポＡ―203
債務者　藤井　真弓
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１２３号
新潟市秋葉区新町１丁目７番10号
債務者　佐藤　一郎
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２４号
新潟市秋葉区新町１丁目７番10号
債務者　佐藤　厚子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２５号
新潟市秋葉区新町１丁目７番10号
債務者　佐藤　美代
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９２号
新潟県新潟市西区善久1056番地４　ビオトープヒルズエテルノ301
債務者　山口　貴之
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０７号
新潟市東区竹尾２丁目11番12号
債務者　野崎　智子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１５号
新潟市中央区女池３丁目25番２号
債務者　坂井　孝子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２４号
新潟県五泉市刈羽丙978番地、前住所新潟県東蒲原郡阿賀町五十島639番地
債務者　辻川　光雄（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２６号
新潟市東区東明２丁目５番地１　マンション・アイビス710号、前住所新潟県村上市堀片５番15号
債務者　弦巻　政樹（旧姓大矢）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６２号
愛知県江南市後飛保町東高瀬70番地
債務者　市村登美夫
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部